

## ◎経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律

(令和六年五月一七日法律第二八号)

### 一、提案理由 (令和六年三月二二日・衆議院内閣委員会)

○高市国務大臣 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

続きまして、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為が多様化し、安全保障を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加することで、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保することを目的とするものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加することとしております。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日としております。

以上が、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案及び経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

### 二、衆議院内閣委員長報告 (令和六年四月九日)

○星野剛士君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、特定社会基盤役務の安定的な提供を確保するため、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加するものであります。

両案は、去る三月十九日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

本委員会においては、二十二日、高市国務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入りました。二十八日には参考人から意見を聴取するとともに、四月二日には経済産業委員会との連合審査会を開会し、さらに、五日には岸田内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど慎重に審査を重ね、同日質疑を終局いたしました。

…………… (略) ……………

次いで、両案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、まず、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案につきましては、国民民主党・無所属クラブの提案による修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会・教育無償化を実現する会、公明党、国民民主党・無所属クラブ及び有志の会の共同提案による修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。次に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議（令和六年四月五日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

- 一 医療DXの進歩を考慮して、基幹インフラ制度の対象に追加することを検討すること。
- 二 地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドへの統一・標準化が進められていることに鑑み、地方公共団体による情報システムの調達の在り方について、基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、経済安全保障の観点から必要な検討を行うこと。
- 三 中小規模の事業者にとっては、規制への対応が大きな負担となり得ることから、特定社会基盤事業者に指定しようとする場合には一層配慮して慎重に行うこと。
- 四 基幹インフラ制度に基づき、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきこと等を勧告及び命令した場合の中小企業を含めた事業者の負担に配慮し、事前に政府より十分な情報提供を行うなど、対応に万全を期すこと。

#### 三、参議院内閣委員長報告（令和六年五月一〇日）

○阿達雅志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、特定社会基盤事業として定めることができる事業に一般港湾運送事業を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、経済産業委員会との連合審査会を行い、参考人から意見を聴取したほか、内閣総理大臣の出席を求めるとともに、高市国務大臣及び修正案提出者等に対して質疑を行いました。

委員会における主な質疑の内容は、国際的に通用するセキュリティークリアランス制度を創設する意義、特定秘密保護法等の改正ではなく新法として制定する理由、重要経済安保情報の対象範囲を明確化する必要性、プライバシー保護の観点からの適性評価における個人情報の取扱い、不利益取扱禁止の実効性確保と労使間の緊密な関係構築の必要性、基幹インフラに医療機関を追加する必要性等でありますが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より両法律案に反対、立憲民主・社民の塩村委員より両法律案に賛成、れいわ新選組の大島委員より両法律案に反対、日本維新の会・教育無償化を実現する会の柴田委員より両法律案に賛成の旨の意見がそれぞれ述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議（令和六年五月九日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 基幹インフラ制度の対象事業については、技術の進展や社会構造の変化等を踏まえ、平時からリスクを幅広く点検、把握し、その対応策の検討を行う等の取組を通じて不断の見直しを行うこと。その際、特に海外で発生したサイバー攻撃の事案も含めて、幅広く政府全体として情報収集とその共有を行うこと。
  - 二 医療DXの推進に関する取組を実施していく中で、セキュリティー対策の強化を図りながら、引き続き基幹インフラ制度の対象に追加することを精査、検討すること。
  - 三 地方公共団体の基幹業務システムのガバメントクラウドへの統一・標準化が進められていることに鑑み、地方公共団体による情報システムの調達の内実について、基幹インフラ制度の対象に追加することも含め、経済安全保障の観点から必要な検討を行うこと。
  - 四 中小規模の事業者にとっては、規制への対応が大きな負担となり得ることから、特定社会基盤事業者に指定しようとする場合には一層配慮して慎重に行うこと。
  - 五 基幹インフラ制度に基づき、特定社会基盤事業者に対し、特定妨害行為を防止するため必要な措置をとるべきこと等を勧告及び命令した場合の中小企業を含めた事業者の負担に配慮し、事前に政府より十分な情報提供を行うなど、対応に万全を期すこと。
- 右決議する。